

## 品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱

制定	平成30年	4月	1日	要綱第	35号
改正	平成31年	4月	1日	要綱第	191号
改正	令和3年	5月	31日	要綱第	175号
改正	令和4年	3月	16日	要綱第	82号
改正	令和5年	5月	29日	要綱第	126号
改正	令和6年	9月	1日	要綱第	306号
改正	令和7年	3月	17日	要綱第	21号
改正	令和8年	4月	1日	要綱第	43号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が、将来の地域活動の担い手となり得る児童の参加を促す事業（以下「児童参加地域事業」という。）を実施するにあたり、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

2 この要綱における児童とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の学齢児童ならびに学齢前の幼児および乳児をいう。

### (補助金の交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる町会等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次条に規定する補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施すること。
- (2) 第6条に規定する補助金の交付の申請をしようとする児童参加地域事業について、その申請年度内に、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、町会等への加入促進のために、町会等に参加していない世帯の児童も参加することのできる事業とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象事業に係る別表1に掲げる経費（以下「補

助対象経費」という。)の4分の3以内とし、1町会等につき、1年度2回、各10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会児童参加地域事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 児童参加地域事業計画書(第1号様式別紙)
- (2) 補助対象経費の見積書(写し)
- (3) 補助対象事業に関する広報活動がわかる資料(チラシ等)
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として補助対象事業を開始する前に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会児童参加地域事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

(請求書の提出)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた町会等(以下「補助対象者」という。)は、区長が定める期日までに町会・自治会児童参加地域事業補助金請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(承認事項)

第9条 補助対象者は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(完了届)

第10条 補助対象者は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、すみやかに完了届(第4号様式)に当該交付決定に係る事業の事業報告書(第4号様式別紙)、実施当日の状況がわかる写真および領収書等支払いを証明する書類(写し)を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および事業の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会児童参加地域事業補助金確定通知書(第5号様式)により前条に規定する届出をした者に通知する。

(決定の取消し)

第12条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(返還)

第13条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、第7条に規定する補助金交付の決定を受け、既に交付された補助金の額が、第11条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

(違約金)

第14条 町会等は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

(令和5年度における特例)

- 1 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行われる第6条の規定による交付申請に係る第5条の規定の適用については、同条中「4分の3」とあるのは「5分の4」と、「2回」とあるのは「3回」と、「10万円」とあるのは「12万円」と読み替えるものとする。
- 2 令和5年4月1日から同年5月28日までの間に、第6条の規定による交

付申請を行い、第7条の規定による交付決定（以下「前交付決定」という。）を受けた町会等は、当該交付申請に係る補助対象事業について前項の規定による読替え後の第5条の規定に基づき算定した補助金額と前交付決定に係る補助金額の差額について、補助金の交付申請（以下「追加交付申請」という。）を行うことができる。この場合において、追加交付申請の回数は前項の規定による読替え後の第5条の規定による申請の回数には含まないものとし、追加交付申請は第6条第2項の規定にかかわらず、補助対象事業を開始した後であっても行うことができる。

付 則

(令和6年度における特例)

令和6年9月1日から令和7年3月31日までに行われる第6条の規定による、交付申請に係る第5条の規定の適用については、同条中「2回」とあるのは「3回」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1 補助対象経費

項目	内容
謝礼金	講師への謝礼、出演団体への謝礼 ※町会・自治会の役員及び内部団体への謝礼は対象外
物品購入費	事業実施に直接必要な消耗品、材料等の購入経費 食品、事務用品類、コピー用紙、木材、看板・パネル、プロパンガス、紙皿、景品用玩具 等 ※特定の個人に贈る贈答品、個人に帰属する高額な物品、事業以外にも経常的に使用する備品、参加者へ提供する以外の飲食費、アルコール類、金券類（用途が景品の場合を除く）は対象外
印刷経費	チラシ・ポスター等の印刷経費、コピー代、写真現像代 等
役務費	郵送・配送料（切手、ハガキ代を含む）、新聞や雑誌等への広告掲載料、道路使用許可手数料、クリーニング代 等 ※振込手数料・代引手数料、ガソリン代、光熱水費は対象外
委託料	イベント等の運営補助の委託経費、舞台設営・撤去の委託経費、旅行代金 等 ※宿泊代、バスガイド等旅行会社側の食事代は対象外
レンタル・リース料	会場費・貸与物品類の賃料 等 ※事業以外にも経常的に使用する賃料は対象外
工事費	電気、装飾、照明等の工事経費 等 ※事業以外にも経常的に使用する設備は対象外

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

### 町会・自治会児童参加地域事業補助金交付申請書

品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

事業名							
申請回数	回目						
申請額		十	万	千	百	十	円
<p>&lt;添付書類&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 児童参加地域事業計画書（第1号様式別紙）</li><li>2. 補助対象経費の見積書（写し）</li><li>3. 補助対象事業に関する広報活動が分かる資料（チラシ等）</li></ol>							

第1号様式別紙

児童参加地域事業計画書

1. 事業概要

町会・自治会名			
事業名			
開催場所		日程	年 月 日
事業内容			
事業の目的			
周知の方法			
事業目標			

2. 支出予定経費

経費	内訳	金額	支出先
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合	計	円	

第2号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



### 町会・自治会児童参加地域事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった児童参加地域事業補助金の交付について、品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

事業名	
申請回数	回目
交付額	円
補助対象経費	
交付条件	
請求書提出期限	年 月 日

<注意事項>

※事業完了後、完了届を提出してください。なお、区は完了届を受領後、交付決定の内容及び事業の実施結果を調査し、補助対象外経費が含まれていると判断した場合は、既に交付した補助金額と本来交付すべき補助金額との差分を返還していただきますので予めご了承ください。

※完了届提出時には事業実施当日の状況がわかる写真の添付が必要となりますので提出漏れのないようお願いいたします。

第3号様式（第8条関係）

### 町会・自治会児童参加地域事業補助金請求書

事業名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付決定のあった児童参加地域事業補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者肩書

代表者氏名

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

## 完 了 届

下記のとおり、児童参加地域事業補助金対象事業が完了したので届け出します。

記

事業名							
補助金額		十	万	千	百	十	円
<p>&lt;添付書類&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業報告書（第4号様式別紙）</li><li>2. 領収書等支払いを証明する書類（写し）</li><li>3. 事業実施当日の状況がわかる写真</li></ol>							
要綱第11条による調査員氏名				地域センター			

第4号様式別紙

児童参加地域事業報告書

1. 事業概要

町会・自治会名			
事業名			
開催場所		日程	年 月 日
目標に対する結果・効果			
工夫した点			
交付決定通知に記載の無い経費の有無 ※有の場合、以下の経費の詳細と購入理由を記載	有 ・ 無		
経費の詳細			
購入理由			

2. 支出経費

経費	内 訳	金 額	支 出 先
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合	計	円	

第5号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



### 町会・自治会児童参加地域事業補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された児童参加地域事業補助金については、品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名	
金 額	円
交付済額	円
差引金額	円